

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00028 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00028 沿革 <u>平成26年12月19日</u> 一部改正</p>	
<p>貿易一般保険約款（以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>貿易一般保険約款（以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）の締結及び内容の変更、特約書に基づき保険契約が締結される契約（以下「対象契約」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条～第3条 （略）</p>	<p>第1条～第3条 （略）</p>	
<p>（申込期限）</p> <p>第4条 特約書締結者は、対象契約が締結された日（契約発効条件付きの場合は発効日）の属する月の翌月の末日までに別紙様式第2-1による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に、対象契約を証する書類の写しを添付し、本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の対象契約で技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の対価が二以上の通貨で決済される場合、技術の提供先が二以上にわたる場合又は役務の提供に付随して貨物の輸出、販売若しくは賃貸が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。また、貿易一般保険運用規程第40条に規定する告知事項その他の告知事項については、約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第2-2による貿易一般保険告知書（技術提供契約等）を提出するものとする。</p>	<p>（申込期限）</p> <p>第4条 特約書締結者は、対象契約が締結された日（契約発効条件付きの場合は発効日）の属する月の翌月の末日までに別紙様式第2-1による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に、対象契約を証する書類の写し<u>及び対象契約の内容を記入したOCRシート（2100）</u>を添付し、本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の対象契約で技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の対価が二以上の通貨で決済される場合、技術の提供先が二以上にわたる場合又は役務の提供に付随して貨物の輸出、販売若しくは賃貸が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。また、貿易一般保険運用規程第40条に規定する告知事項その他の告知事項については、約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第2-2による貿易一般保険告知書（技術提供契約等）を提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(対象契約の内容変更等の通知等)</p> <p>第5条 被保険者は、約款第22条第1項又は特約書第5条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表2に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、約款第22条第1項又は特約書第5条第1項に定める期限までに、別紙様式第2-3による貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）に、当該変更を証する書類の写し及び当該変更に係る<u>内容変更承認申請回答書の写し</u>（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(対象契約の内容変更等の通知等)</p> <p>第5条 被保険者は、約款第22条第1項又は特約書第5条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表2に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、約款第22条第1項又は特約書第5条第1項に定める期限までに、別紙様式第2-3による貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書・<u>訂正承認申請書</u>）に、当該変更を証する書類の写し、<u>当該変更の内容を記入したOCRシート</u> (2100) 及び当該変更に係る<u>承認証</u>（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、内容変更等が船積期日の延期のみ又は最終対価の確認日の延期のみに該当する場合であって、約款第22条第3項の規定に基づく承認申請を要せずに内容変更等の通知を行うときは、当該変更を証する書類の写しの提出を要さないものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、内容変更等が船積期日の延期のみ又は最終対価の確認日の延期のみに該当する場合であって、約款第22条第3項の規定に基づく承認申請を要せずに内容変更等の通知を行うときは、当該変更を証する書類の写しの提出を要さないものとする。</p>	
<p>3 被保険者は、約款第22条第3項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2-3による貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）に承認の対象となる内容変更等を必要とする理由を説明した書類又は内容変更等を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該内容変更等に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>3 被保険者は、約款第22条第3項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第2-3による貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書・<u>訂正承認申請書</u>）に承認の対象となる内容変更等を必要とする理由を説明した書類又は内容変更等を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該内容変更等に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>第6条～第7条 （略）</p>	<p>第6条～第7条 （略）</p>	
<p>(<u>保険契約の訂正等</u>)</p> <p>第8条 <u>保険契約者は、保険契約の申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2-4による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</u></p>		

新	旧	備考
<p>(決済金額及び決済期限確定の通知)</p> <p>第9条 保険契約者又は被保険者は、技術等の提供又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の船積が完了し、かつ、技術等の提供の対価又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の代金若しくは賃貸料（以下「対価等」という。）の全部について決済金額及び決済期限が確定したときは、約款第14条の規定に基づき、当該完了日又は確定日のいずれか遅い日から1月以内に別紙様式第3による貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書（OCRシート 2 1 0 2）及びその別表（OCRシート 2 1 0 1）を本店に提出するものとする。この場合において、保険契約時又は内容変更時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた対象契約については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び別表を提出するものとする。</p>	<p>(決済金額及び決済期限確定の通知)</p> <p>第8条 保険契約者又は被保険者は、技術等の提供又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の船積が完了し、かつ、技術等の提供の対価又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の代金若しくは賃貸料（以下「対価等」という。）の全部について決済金額及び決済期限が確定したときは、約款第14条の規定に基づき、当該完了日又は確定日のいずれか遅い日から1月以内に別紙様式第3による貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書（OCRシート 2 1 0 2）及びその別表（OCRシート 2 1 0 1）を本店に提出するものとする。この場合において、保険契約時又は内容変更時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた対象契約については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び別表を提出するものとする。</p>	
<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第10条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第4-1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第9条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第4-1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第11条 被保険者は、約款第43条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第5-1による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者は、約款第43条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第5-1による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)</p> <p>第12条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するとき</p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)</p> <p>第11条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するとき</p>	

新	旧	備考
<p>は、別紙様式第6による貿易一般保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>は、別紙様式第6による貿易一般保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(損失等発生のお知らせ) 第13条 被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第7-1による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第7-2による貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書又は別紙様式第7-3による貿易一般保険（プラント等増加費用）損失発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(損失等発生のお知らせ) 第12条 被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第7-1による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第7-2による貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書又は別紙様式第7-3による貿易一般保険（プラント等増加費用）損失発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(入金のお知らせ) 第14条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第9-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書、別紙様式第9-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書又は任意の様式による貿易一般保険（プラント等増加費用）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(入金のお知らせ) 第13条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第9-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書、別紙様式第9-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書又は任意の様式による貿易一般保険（プラント等増加費用）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(確定債権登録通知) 第15条 被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期限が確定している債権の登録を求めた場合には、別紙様式第8による貿易一般保険（船積後）債権登録通知書を本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(確定債権登録通知) 第14条 被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期限が確定している債権の登録を求めた場合には、別紙様式第8による貿易一般保険（船積後）債権登録通知書を本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p>第16条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(保険金受取人の指定等の通知)</p> <p>第15条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第10による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第10による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、<u>当該指定等の内容を収録したOCRシート（2100）</u>、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下、「保険金請求人」という。）は、約款第26条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第11による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第16条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下、「保険金請求人」という。）は、約款第26条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第11による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第18条 保険金請求人は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第17条 保険金請求人は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第19条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第14による貿易一般保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</p> <p>第18条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第14による貿易一般保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(決済期限前の請求)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の</p>	<p>(決済期限前の請求)</p> <p>第19条 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確</p>	

新	旧	備考
<p>確認を求めるときは、別紙様式第 15 による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第 4 条に規定する事由の発生により決済期限までに対価等を回収することができないことを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>認を求めるときは、別紙様式第15による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第 4 条に規定する事由の発生により決済期限までに対価等を回収することができないことを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>（保険金の概算払の請求） 第 21 条 約款第 31 条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、別紙様式第 16 による貿易一般保険保険金概算払請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一～八 （略）</p>	<p>（保険金の概算払の請求） 第20条 約款第31条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、別紙様式第16による貿易一般保険保険金概算払請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一～八 （略）</p>	
<p>（保険金の精算） 第 22 条 約款第 31 条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、別紙様式第 17 による貿易一般保険保険金精算書（以下「精算書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一～六 （略） 2 （略）</p>	<p>（保険金の精算） 第21条 約款第31条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、別紙様式第17による貿易一般保険保険金精算書（以下「精算書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 一～六 （略） 2 （略）</p>	
<p>（回収協力義務の履行状況の報告） 第 23 条 被保険者は、第 34 条第 3 項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 18 による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。 2～4 （略）</p>	<p>（回収協力義務の履行状況の報告） 第22条 被保険者は、第34条第 3 項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第18による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。 2～4 （略）</p>	
<p>（回収金の納付） 第 24 条 被保険者は、約款第 35 条第 2 項又は第 4 項の規定に基づ</p>	<p>（回収金の納付） 第23条 被保険者は、約款第35条第 2 項又は第 4 項の規定に基づき、</p>	

新	旧	備考
<p>き、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第 19 による貿易一般保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第19による貿易一般保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（回収に要した費用の負担） 第 25 条 約款第 36 条第 3 項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 20 による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として 6 月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（回収に要した費用の負担） 第24条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として 6 月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（相殺） 第 26 条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（相殺） 第25条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（権利行使等の委任） 第 27 条 被保険者は、約款第 33 条第 1 項又は第 39 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第 21 - 1 による貿易一般保険権利行使等委任状又は別紙様式 21 - 2 による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>（権利行使等の委任） 第26条 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第21-1による貿易一般保険権利行使等委任状又は別紙様式21—2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>（指示書） 第 28 条 日本貿易保険は、約款第 33 条第 5 項の規定に基づき代位</p>	<p>（指示書） 第 27 条 日本貿易保険は、約款第 33 条第 5 項の規定に基づき代位</p>	

新	旧	備考
債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。 一～三 （略）	債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。 一～三 （略）	
（回収納付金の返還請求） 第29条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第22による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	（回収納付金の返還請求） 第28条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第22による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	
（手続の代行） 第30条 被保険者は、第2条から第6条まで及び第10条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第23による貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）事務手続代行承認申請書を事前に本店に提出して承認を受けなければならない。	（手続の代行） 第29条 被保険者は、第2条から第6条まで及び第9条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第23による貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）事務手続代行承認申請書を事前に本店に提出して承認を受けなければならない。	
（電子情報処理組織を使用した申込等） 第31条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成18年12月4日 06 - 制度 - 00039）によるものとする。	（電子情報処理組織を使用した申込等） 第30条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB申請サービスの利用について」によるものとする。	
附 則 <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u>		

新

別表 1

提出先は、本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 - 1	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書締結申込書	1
1 - 2	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書変更申込書	1
2 - 1	貿易一般保険申込書（技術提供契約等）	1 (1)
2 - 2	貿易一般保険告知書（技術提供契約等）	1
2 - 3	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）（技術提供契約等）	1 (1)
<u>2 - 4</u>	<u>貿易一般保険訂正承認申請書（技術提供契約等）</u>	<u>1 (1)</u>
3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1
4 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
4 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
5 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
5 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
6	貿易一般保険事情発生通知書	1
7 - 1	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)
7 - 2	貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)

旧

別表 1

提出先は、本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 - 1	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書締結申込書	1
1 - 2	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書変更申込書	1
2 - 1	貿易一般保険申込書（技術提供契約等）	1 (1)
2 - 2	貿易一般保険告知書（技術提供契約等）	1
2 - 3	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書・ <u>訂正承認申請書</u> ）（技術提供契約等）	1 (1)
3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1
4 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
4 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
5 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
5 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
6	貿易一般保険事情発生通知書	1
7 - 1	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)
7 - 2	貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)

備考

新				旧				備考
7 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用） 損失発生通知書	1 (1)		7 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用） 損失発生通知書	1 (1)		
8	貿易一般保険（船積後）債権登録通 知書	1		8	貿易一般保険（船積後）債権登録通 知書	1		
9 - 1	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)		9 - 1	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)		
9 - 2	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)		9 - 2	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)		
10	貿易一般保険保険金受取人指定等通 知書	1 (1)		10	貿易一般保険保険金受取人指定等通 知書	1 (1)		
11	貿易一般保険における保険金請求期 間の猶予期間設定申請書	1 (1)		11	貿易一般保険における保険金請求期 間の猶予期間設定申請書	1 (1)		
12 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求 書	1 (1)		12 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求 書	1 (1)		
12 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求 書	1 (1)		12 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求 書	1 (1)		
12 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用） 保険金請求書	1 (1)		12 - 3	貿易一般保険（プラント等増加費用） 保険金請求書	1 (1)		
13	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)		13	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)		
14	貿易一般保険時効中断承認申請書	1		14	貿易一般保険時効中断承認申請書	1		
15	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)		15	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)		
16	貿易一般保険保険金概算払請求書	1 (1)		16	貿易一般保険保険金概算払請求書	1 (1)		
17	貿易一般保険保険金精算書	1 (1)		17	貿易一般保険保険金精算書	1 (1)		
18	貿易一般保険回収協力義務履行状況 報告書	1 (1)		18	貿易一般保険回収協力義務履行状況 報告書	1 (1)		
19 - 1	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)		19 - 1	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)		
20	貿易一般保険回収費用負担請求書	1 (1)		20	貿易一般保険回収費用負担請求書	1 (1)		
21 - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)		21 - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)		
21 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保 険金請求前）	1 (1)		21 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保 険金請求前）	1 (1)		
22	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)		22	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)		
23	貿易一般保険包括保険（技術提供契 約等）事務手続代行承認申請書	1		23	貿易一般保険包括保険（技術提供契 約等）事務手続代行承認申請書	1		
<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。</u>				<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>				

新	旧	備考
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。	注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。	
別表2～別表3（略）	別表2～別表3（略）	
別表4（第18条第1項第1号関係） 約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類 本表（略）	別表4（第17条第1項第1号関係） 約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類 本表（略）	
別表5（第18条第1項第2号関係） 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の 提出書類 本表（略）	別表5（第17条第1項第2号関係） 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出 提出書類 本表（略）	
別表6（第18条第1項第4号関係） プラント等増加費用特約を付している場合の提出書類 本表（略）	別表6（第17条第1項第4号関係） プラント等増加費用特約を付している場合の提出書類 本表（略）	